

『地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習』開催案内

建設業労働災害防止協会秋田県支部
〔略称 建災防秋田県支部〕
秋田労働局長登録教習機関
登録番号 秋基登録第 29 号
登録有効期限 令和 11 年 3 月 30 日

労働安全衛生法では、労働災害を防止するための管理を必要とする政令で定める作業について、作業主任者を選任することとなっています。

《作業主任者を選任すべき、地山の掘削及び土止め支保工の作業》

- ・掘削面の高さが 2 メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業
- ・土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業

当該作業において作業主任者を選任するには、『地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習』を修了した者、又は都道府県労働局長の免許を受けた者でなければなりません。

1. 開催日程及び会場 《受付 8 : 4 5 ～、講習開始 9 : 0 0 ～》

区分	日 程	会 場	定 員
学科	6 月 1 1 日（水） 6 月 1 2 日（木） 6 月 1 3 日（金）	秋田県青少年交流センター ユースパル 2 階 大研修室 秋田市寺内神屋敷 3 - 1	5 0 名

- * 1) 申込み期限 受講日（初日）から 7 日前を期限としますが、期限前であっても定員になり次第、受付けを締切ります。
- * 2) 開催については、受講希望人員により増減、又は中止することがあります。

2. 受 講 資 格

《次の区分のいずれかに該当すること。

2 の該当者は卒業証明書等、該当となることを証する写しを添付すること。》

区分	受 講 資 格
1	地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者。
2	大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者。

3. 受 講 区 分

《全科目受講及び次の区分2～7のいずれかに該当する方は、受講科目の一部免除対象となります。一部免除対象の該当者は、該当となることを証する写しを添付すること。》

区分	受 講 区 分	
1	全 科 目 受 講	
2	一 部 免 除 対 象	職業能力開発促進施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した者。
3		職業能力開発促進法の一部改正省令による改正前訓練法建設科、土木科又はさく井科の訓練を修了した者。
4		53年改正省令に規定する専修訓練課程の普通職業訓練又は旧訓練法の養成訓練のうち訓練課の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者。
5		職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練を修了した者。
6		建設業法施行令に定める1級又は2級土木施工管理技術検定に合格した者。
7		職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。

4. 受講科目及び受講時間

区分	受講科目	受 講 時 間		
		全科目 受 講	受講区分	
			2～6	7
学 科	作業の方法に関する知識	10時間 30分	—	—
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3時間 30分	—	—
	作業者に対する教育等に関する知識	1時間 30分	1時間 30分	—
	関係法令	1時間 30分	1時間 30分	1時間 30分
	計	17時間	3時間	1時間 30分

5. 受講料及び資料代《共に消費税込み》

区分	全科目受講		受講区分2～6		受講区分7	
受講料	13,200円		5,500円		4,400円	
資料代	会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員
	2,970円	3,300円	2,970円	3,300円	2,970円	3,300円
計	16,170円	16,500円	8,470円	8,800円	7,370円	7,700円

＊納付方法は原則、銀行口座へ振込みとしてください。指定口座は、請求書によりお知らせします。

納付手続きは【必ず請求書到着後】にしてください。

6. 申込み方法

『受講申込書』をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、証明写真2枚と、受講区分により必要な書類（写）を添え、次へ郵送又は持参してください。

＊写真に関する注意事項

- ①写真は白黒、カラーを問わず、無背景で申込日から3カ月以内に撮影したものとします。
- ②写真2枚の裏面に講習名〈地山土止め〉、氏名及び生年月日を記載してください。

〔申込書送付及び提出、問合せ先〕

〒010-0951 秋田市山王四丁目3番10号

建設業労働災害防止協会秋田県支部 宛

電話〈直通 018-823-5499〉又は 018-823-5495（（一社）秋田県建設業協会内）

7. 受講票

受講申込書到着後、記載内容及び添付書類等を確認のうえ、受付けしますと詳細通知のための『受講票』を郵送します。

8. 『人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）』の受給について

必要要件を満たしている事業主が、建設労働者に当該教育を受講させる場合は、厚生労働省による上記助成金を受給できます。

- ◎必要要件
1. 雇用保険料率1,000分の17.5の中小建設事業主であること。
＊上記料率は令和7年度の率であり、今後変更となることもあります。
 2. 受講する建設労働者が雇用保険被保険者であること。
 3. 事業主が受講料及び資料代を負担すること。
 4. 受講日は出勤扱いとすること。

受給手続きを予定している事業所で、関係書類の「（建技様式第3号別紙1）受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）の助成金支給申請内訳書」に記載証明及び技能講習カリキュラムが必要な場合、受講申込時に別紙『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』を添えてください。

受講後に同書類を事業所あて、送付いたします。

「別紙」

『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習		
講習開始日 令和7年6月11日（水）		
講習開催地 秋田市		
*受講証明を必要とする対象予定者は、以下のとおりです。		
	氏 名	所属事業場名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

上部のり付け

上部のり付け

申込時に写真2枚を添え提出のこと
(裏面に氏名を記入)

写真サイズ タテ2.5cm、ヨコ2.0cm